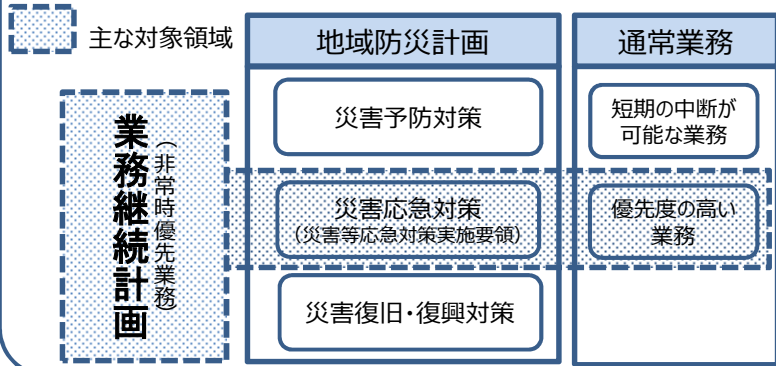


大阪府庁業務継続計画（BCP） 地震災害編 改訂概要

◆業務継続計画とは

大規模災害時に、限られた業務資源を非常時優先業務に効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画

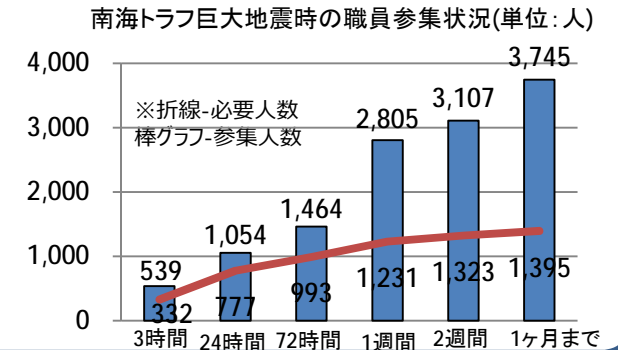


◆基本方針

1. 災害応急対策業務の万全な実施
2. 優先度の高い通常業務の継続・早期再開
3. 業務継続に必要な資源の確保

◆必要職員数と参集可能職員数の比較

必要職員数と参集可能職員数を比較した結果、上町断層帯地震の場合の大手前・咲洲、南海トラフ巨大地震の場合の大手前とも、**全てのフェーズで必要となる職員の確保は可能。**



◆参集の考え方

地震発生後、速やかに**全職員は原則勤務場所（大手前庁舎・咲洲庁舎等）に参集しているが、(大)津波警報発表時は、咲洲庁舎勤務職員は大手前（非常参集場所）に参集させる方針を明記**

◆代替執務スペースの確保

▶ **ライフラインが復旧するまでの間（概ね1週間）、非常時優先業務の実施に必要な人員分（交代要員を含む）のみ、別館に確保**

▶ **ライフラインの復旧後、通常業務については参集人員で実施可能となる分を別館以外の施設に確保。**

※なお、実際の利用にあたっては、アクセスの確保や庁舎及び周辺的安全性の確認が行えた時点で、可否を判断する。

代替施設	代替執務スペースの考え方		用途
	上町断層帯地震	南海トラフ巨大地震（(大)津波警報発表時）	
別館	非常時優先業務に対して優先的にスペースを割り当てる。平常時に別館で執務をしている所属は、非常時優先業務以外の業務は停止し、代替執務スペースを必要とする所属の非常時優先業務に余剰スペースを明け渡す。		非常時優先業務
新別館（北館・南館）	会議室などを執務スペースとして利用する。		通常業務
咲洲庁舎	会議室などを執務スペースとして利用する。	アクセスが復旧し、庁舎が利用できる場合、会議室などを執務スペースとして利用する。なお、庁舎の利用については、最終的に長周期地震動の影響と対策の検討結果を踏まえて確定する。	通常業務

※上記庁舎が利用できず、執務スペースが不足する場合は、大手前周辺の府有施設等に代替執務スペースを確保し、中断できない業務の継続実施に努める。

◆府庁BCM体制の確立

○ 本計画を、今後の府庁本庁の全組織・全業務に係る基本計画と位置づけ。

○ 今後、本計画を踏まえ、**各部署が部局版BCP改訂を行い、府庁としての業務継続体制を完成し、万々に備える。**